

# 兵庫県公報

平成28年3月15日 火曜日 第2781号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	2
○ 救急病院の認定（同）	2
○ 救急病院の名称変更（同）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	4
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	4
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	5
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	6
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	6
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	7
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	7
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	7
○ 平成17年兵庫県告示第784号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（建築指導課）	8
<b>公 告</b>	
○ 農業委員会ネットワーク機構の指定（農業経営課）	21
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	22
○ 同 上（同）	22
<b>企業庁公告</b>	
○ 落札者等の公示（猪名川広域水道事務所）	22
○ 同 上（北摂広域水道事務所）	23
○ 同 上（東播磨利水事務所）	23
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（姫路利水事務所）	24
<b>教育委員会規則</b>	
○ 兵庫県市町組合立学校県費負担教職員の人事評価・育成に関する規則の一部を改正する規則	25
○ 兵庫県立学校教職員の人事評価・育成に関する規則の一部を改正する規則	25
<b>教育委員会告示</b>	
○ 博物館に相当する施設の指定	25
○ 同 上	26
○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定	26
○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定	27
<b>公安委員会規則</b>	
○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	27

## 公布された法令のあらまし

- 兵庫県市町組合立学校県費負担教職員の人事評価・育成に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、県費負担教職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度が導入されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立学校教職員の人事評価・育成に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）

地方公務員法の一部改正により、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度が導入されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）

- 1 町名の新設に伴い、兵庫県西宮警察署山口交番の所管区域について、所要の整備を行うこととした。
- 2 兵庫県小野警察署王子交番の名称及び位置の変更に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 3 その他所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第261号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 医療法人朗源会おおくまセントラル病院  
 所 在 地 尼崎市東園田町4丁目23番地の1  
 撤 回 年 月 日 平成27年 3月31日



兵庫県告示第262号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった1の医療機関及び申出（有効期限の更新）のあった2から11までの医療機関を救急病院と認定した。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 はくほう会セントラル病院  
 所 在 地 尼崎市東園田町4丁目23番地の1  
 認 定 年 月 日 平成27年 4月 1日  
 認定の有効期限 平成30年 3月31日
- 2 名 称 医療法人愛和会 金沢病院  
 所 在 地 神戸市灘区神ノ木通4丁目2番15号  
 認 定 年 月 日 平成28年 1月30日  
 認定の有効期限 平成31年 1月29日
- 3 名 称 吉田アーデント病院  
 所 在 地 神戸市灘区原田通1丁目3番17号  
 認 定 年 月 日 平成28年 1月30日  
 認定の有効期限 平成31年 1月29日
- 4 名 称 医療法人康雄会 西病院  
 所 在 地 神戸市灘区備後町3丁目2番18号  
 認 定 年 月 日 平成28年 1月30日  
 認定の有効期限 平成31年 1月29日
- 5 名 称 神戸大学医学部附属病院  
 所 在 地 神戸市中央区楠町7丁目5番2号  
 認 定 年 月 日 平成28年 2月23日  
 認定の有効期限 平成31年 2月22日
- 6 名 称 神戸掖済会病院  
 所 在 地 神戸市垂水区学が丘1丁目21番1号  
 認 定 年 月 日 平成28年 3月 1日

- 認定の有効期限 平成31年 2月28日
- 7 名 称 特定医療法人誠仁会 協和病院
- 所 在 地 神戸市西区押部谷町栄191番地の1
- 認 定 年 月 日 平成28年 1月20日
- 認定の有効期限 平成31年 1月19日
- 8 名 称 西神戸医療センター
- 所 在 地 神戸市西区糺台5丁目7番地の1
- 認 定 年 月 日 平成28年 1月10日
- 認定の有効期限 平成31年 1月9日
- 9 名 称 伊丹恒生脳神経外科病院
- 所 在 地 伊丹市西野1丁目300番1
- 認 定 年 月 日 平成28年 2月1日
- 認定の有効期限 平成31年 1月31日
- 10 名 称 尼崎新都心病院
- 所 在 地 尼崎市潮江1丁目3番43号
- 認 定 年 月 日 平成28年 2月28日
- 認定の有効期限 平成31年 2月27日
- 11 名 称 市立川西病院
- 所 在 地 川西市東畦野5丁目21番1号
- 認 定 年 月 日 平成28年 2月3日
- 認定の有効期限 平成31年 2月2日



**兵庫県告示第263号**

救急病院の名称が変更されたため、告示する。  
平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 新 名 称 尼崎新都心病院
- 旧 名 称 昭和病院
- 所 在 地 尼崎市潮江1丁目3番43号
- 変 更 年 月 日 平成27年10月1日



**兵庫県告示第264号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
沢野土地改良区	平成28年 2月19日



**兵庫県告示第265号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年 3月3日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

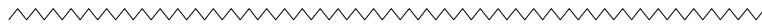
なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対して

のみ取消しの訴えを提起することができる。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	田谷地区	平成28年 3月15日から 同 年 4月 4日まで	加西市役所



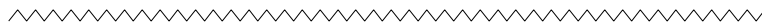
**兵庫県告示第266号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名
丹波市	丹波西地区（大禰工区）



**兵庫県告示第267号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による種畜証明書を次のとおり交付した。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	西幸土井、忠味土井、忠隆土井、茂郷波、喜綿、 藤彦土井、富塩土井



**兵庫県告示第268号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
丹波市山南町西谷字西ノ上1094から1097まで、1098の1、1098の2、1099、字湯船1107、1109の1、1109の2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西ノ上1094、1095、字湯船1107、1109の2、1109の1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第269号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町薬王寺字出尾38の1から38の5まで、38の9
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字出尾38の1・38の4・38の9（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第270号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
川西市東久代2丁目284番1の一部
- 2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第271号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ修正 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間  
平成27年 6月23日から平成28年 2月24日まで
- 3 作業地域  
神戸市須磨区東白川台ほか



**兵庫県告示第272号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 6. 11号明石木見線  
3. 4. 93号野谷線
- 3 事業施行期間  
平成10年 3月31日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分
    - ア 3. 6. 11明石木見線  
神戸市西区玉津町高津橋字丁ノ坪、字澤町、字池ノ内、字土井ノ内、字野谷池西原、字ジク、字岸山、字堀割山、字岡池ノ尻、字西山神及び字中山谷並びに伊川谷町潤和字大日並びに玉津町今津字東山並びに水谷 2 丁目地内
    - イ 3. 4. 93野谷線  
神戸市西区玉津町高津橋字ジク 地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第273号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年 3月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年 3月15日から 2 週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 日影養父線	養父市八鹿町石原字中道135番2から 同 市八鹿町石原字中道128番1まで	旧	5.0から 11.0まで	97.0	
		新	8.0から 16.0まで	97.0	



**兵庫県告示第274号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 有限会社クレスト
- 2 代表者氏名 村 上 秀 之
- 3 事務所所在地 尼崎市御園二丁目 9—8
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(7)第202183号
- 5 免 許 年 月 日 平成25年 7月28日



**兵庫県告示第275号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 株式会社タウンライト  
 代表者の氏名 木 下 春 雄  
 住所 大阪市西区西本町1丁目2番8号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 (仮称) K I C O N A 姫路駅前店  
 所在地 姫路市駅前町289他
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課  
 縦覧期間 平成28年 3月15日から同月28日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 平成28年 3月15日から同月28日まで  
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第276号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
猪 名 川 町	阪神間都市計画地区計画	広根沿道地区地区計画



**兵庫県告示第277号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
芦屋市	阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)用途地域	南芦屋浜地区地区計画
同 市	阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画	
同 市	阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)道路	3. 6. 370号駅前広場東線ほか2路線
伊丹市	阪神間都市計画生産緑地地区	中央北地区土地区画整理事業
川西市	阪神間都市計画土地区画整理事業	
同 市	阪神間都市計画土地区画整理促進区域	中央北地区土地区画整理促進区域
加古川市	東播都市計画道路	3. 4. 567号間形坂元線ほか5路線
小野市	東播都市計画地区計画	市場町南山地区地区計画
加西市	同 上	中野地区地区計画
姫路市	中播都市計画地区計画	垣内津市場地区地区計画
同 市	中播都市計画下水道	姫路市公共下水道
赤穂市	西播都市計画公園	2. 2. 201号総門町公園ほか1公園
豊岡市	豊岡都市計画ごみ焼却場	2号豊岡クリーンプラザ
新温泉町	浜坂都市計画道路	3. 5. 590号臨海線ほか1路線
同 町	浜坂都市計画公園	1号諸寄公園
同 町	浜坂都市計画土地区画整理事業	浜坂土地区画整理事業
南あわじ市	南あわじ都市計画下水道	南あわじ市公共下水道



**兵庫県告示第278号**

平成17年兵庫県告示第784号(都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等)の一部を次のように改正する。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表(たつの市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧)を次のように改める。

表(たつの市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧)

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
香山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町香山字平見、字家氏、字東河原、字川端、字西ノ山、字前田、字宮ノ下、字中筋、字中河原、字前河原、字寺垣内、字西河原、字北山ノ下及び字北山の各一部で別図に示す区域(別図は省略。以下同じ。)	都市計画法施行条例の一部を改正する条例(平成27年兵庫県条例第21号)による改正前の条例(以下「旧条例」という。)別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年 7月 5日
上笹地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町上笹字上河原、字村之前、字宮ノ元、字山ノ下、字丁畑ケ下、字東川原、字中筋及び字西川原の各一部並びに新宮町吉島字北向河原及び字南河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年 7月 5日



下笹地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町下笹字北所、字南所、字唐木、字安田、字久保田及び字丁田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
吉島地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町吉島字荒神成、字狸石、字山ノ神、字石ヶ坪、字日焼、字下河原及び字上河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
同 上 条例別表第3の5 の項	たつの市新宮町吉島字日焼の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成20年3月25日
下野地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町下野字上ノ山、字山ギハ、字宮ノ前、字北畑、字出口、字下河原、字西河原、字大森、字中道及び字砂田の各一部、新宮町新宮字池ノ端の一部並びに新宮町吉島字大森及び字日焼の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
宮内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町宮内字出口、字中坪、字山田、字経蔵前、字薬師垣内、字風呂屋垣内、字竹ノ下、字常吉、字宮山、字惣作、字茅場、字西山及び字内林の各一部並びに新宮町吉島字沖田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
曾我井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町曾我井字山ノ神、字鍋田、字前田、字尾子田、字山ノ端、字南垣内、字高河原及び字北山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
東町地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町新宮字向畑及び字城谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
平野地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町平野字大町、字高町、字観音田、字横井、字出口、字野間、字前川原、字流、字門田、字荒神山、字奥畑、字清水ノ元及び字西畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
大屋地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町大屋字丁畑ヶ、字辻ノ坊、字西垣内、字東垣内、字上梅ヶ坪、字年宗、字西柳森及び字柳森の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
芝田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町芝田字西山、字辰ノ口、字東河原、字東垣内及び字西垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日

市野保地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町市野保字星ノ山、字中ノ坪、字墓ノ内、字藪ノ下、字定共、字居垣内及び字山田の各一部並びに新宮町段之上字川ノ上及び字溝又下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
馬立地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町馬立字井戸、字鬼河原、字加斎及び字古垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日
越部中央地区 条例別表第3の3 の項	たつの市新宮町段之上字川ノ上、字梅垣内、字芋ノ下及び字北河原の各一部、新宮町井野原字高田、字中泓、字繁昌、字石那田、字越前、字竹端及び字下向川原の各一部、新宮町中野庄字為附、字天神、字中溝、字中請及び字柳原の各一部、新宮町仙正字清水田、字河原田、字霜月田、字宮ノ前、字三十代、字宮ノ西、字前田及び字花河原の各一部、新宮町北村字前田、字梅原、字極付及び字垣内の各一部、新宮町下野田字天満、字東大佐、字大佐、字中ブケ及び字向川原の各一部、新宮町船渡字大唐田、字鳥帽子町、字明河原、字四ノ宮、字新田、字北垣内及び字西河原の各一部、新宮町鶯崎字西川原、字大上金、字淖、字土井後及び字天満の各一部並びに新宮町佐野字一町歩、字北中嶋、字西ノ窪、字西河原、字前河原及び字南中島の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成17年7月5日 (平成28年3月15日)
	たつの市新宮町中野庄字中溝及び字中請の各一部並びに新宮町船渡字鳥帽子町、字明河原、字新田及び字北垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
朝臣地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町朝臣字オノ木、字庄ノ内、字朔日田、字樋ノ口、字山田ノ前、字大覚寺、字加家、字北ノ防、字堤添、字浅地、字庵ノ原、字辻、字萬燈、字山田ノ上、字宮ノ上、字上ノ山及び字妙泰の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
	たつの市御津町岩見字下前田、字出口、字前田、字西畑、字ヲサル、字中新田、字鍵町、字源次郎、字八講田、字横田、字東立通、字西立通、		

岩見地区 条例別表第3の3 の項	字福田、字池田、字玉ノ上、字東ノ町、字中谷、字西大門、字西谷、字東ノ前、字カイノモト、字立箴、字神ノ木、字上ノ山、字東溝ヶ谷、字藪ノ内、字西溝ヶ谷、字北峠、字東家ノ上、字西家ノ上、字家ヶ浜、字浜屋敷、字蛭子ノ本、字南峠、字奥ノ池、字宮ノ下、字向イ、字清水、字南新田、字池尻及び字新地の各一部並びに御津町室津字七曲りの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
釜屋地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町釜屋字寅浜新田、字西寅浜新田、字北浜新田、字掛下り及び字南新田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
黒崎地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町黒崎字福德、字前田、字北前田、字南居屋敷、字東浜黒、字北居屋敷、字東塩浜、字北塩浜、字西塩浜、字中塩浜、字南塩浜、字西浜、字南西浜、字西新田、字切戸、字浜之内、字綾部下、字唐崎、字向山、字萬燈、字池ノ上、字狭間谷、字池ノ戸、字武山、字東武山、字磯浦、字折敷谷、字綾部及び字基山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日 (平成26年9月30日)
	たつの市御津町黒崎字北前田、字東浜黒、字南塩浜、字折敷谷及び字南西浜の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成26年9月30日
苅屋地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町苅屋字桜垣内、字菰田、字裏ノ田、字前新田、字子畑、字新田川原及び字成山新田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
中島地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町中島字岩崎、字戌亥田、字磨谷、字八反田、字石ヶ坪、字博塚、字南山、字丁田、字藤ノ木、字前田、字上吉気、字下吉気、字横枕、字西前田、字本無、字鍵田、字下山王、字南吉気及び字上山王の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
碓岩地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町碓岩字ウツ輪、字赤坂、字前山、字落町、字北下モ、字北畑、字北山、字砂田、字塚黒、字西畑及び字東畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日 (平成20年7月8日)

室津地区 条例別表第3の3 の項	たつの市御津町室津字老町目、字式町目、字三町目、字四町目、字五町目、字六町目、字七町目、字八町目、字二ノ丸、字城山、字日和山、字藻振、字燈籠堂、字長浜、字城ノ越、字池ノ浜、字正法寺山、字辨天ヶ端、字奥長老ヶ谷及び字大浦の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年3月25日
北龍野地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町北龍野字坂及び字的場の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
島田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町島田字小那田、字長畦、字廣道、字川ノ上、字宝満、字飼野辺、字高田、字土井、字鳩ヶ獄及び字下山根の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
片山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町片山字三味谷及び字川向の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
中井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町末政字川向新田の一部並びに龍野町中井字蛇死ヶ端、字西垣内、字大畦、字川添、字桑ノ木、字中垣内、字東垣内、字奥垣内、字大門、字鎌鼻及び字木ノ元の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成25年9月27日)
	たつの市龍野町中井字蛇死ヶ端及び字大畦の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成25年9月27日
同 上 条例別表第3の5 の項	たつの市龍野町中井字木ノ元、字鎌鼻及び字池ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成25年9月27日
堂本地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町堂本字大フケ、字御名、字乗屋敷、字丁田、字板田及び字鎌土の各一部並びに龍野町小宅北字大町の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
四箇地区 条例別表第3の3 の項	たつの市龍野町四箇字溝越、字カラカラ、字久保田、字川田、字西ノ口、字グロ町、字石原、字弥市郎田、字戎前及び字構前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
小神地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町小神字上楽寺、字辻ノ堂及び字塚原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

中垣内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町中垣内字平木、字鍋 コ、字長坂、字水谷、字宮ノ前、字 馬場、字井関、字高田、字平見、字 上井ノ口、字西口、字上中垣内、字 岩神、字水坂、字山根、字谷、字景 雲寺、字東垣内、字恩徳寺垣内、字 前田、字重蓮寺、字中坪、字天神及 び字東山の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市揖西町中垣内字景雲寺及 び字重蓮寺の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成28年3月15日
清水新地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町清水新字浄證寺垣 内、字池ノ下及び字塚原の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市揖西町清水新字池ノ下及 び字塚原の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成28年3月15日
清水地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町清水字清水浦、字清 水垣内、字柳垣内及び字柳ノ前の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
佐江地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町佐江字池ノ上、字堂 場垣内、字カジヤ、字紺屋ノ前、字 東川原、字アヅマ田、字妙見及び字 下新田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
前地地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町前地字塚本、字大附 及び字三反田の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
北山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町北山字時門、字松ノ 本、字中ノ町、字椿及び字石ヶ坪の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
竹万地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町竹万字恵連寺、字六 反田、字藪下、字上井度之内、字道 毛垣内、字澤ノ前、字下井度之内、 字東丸山、字打越及び字流田の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
田井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町田井字朝風、字真 土、字池ノ下、字川原田、字荒神町、 字沢淵及び字ヒスの各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
構地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町構字大谷、字西門、 字前田、字畑田、字柳原、字山北、 字万所垣内、字千成、字九反田、字 神田及び字大坪の各一部で別図に	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日

	示す区域		
新宮地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町新宮字奥條、字上條、字下シ、字西條、字西口、字名測、字伊飼、字東條、字開元、字古屋敷、字千條寺、字火ノ坪、字天満池、字天神山、字カケウシ、字堂ノ下、字下タノ川、字東光寺、字オノ木及び字越前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
小犬丸地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町小犬丸字スワト、字中ノ谷、字蛇谷、字佐水、字増井田、字大行、字大谷、字中谷、字宿垣内、字落合、字中谷奥山、字大道ノ上、字遠殿脇、字森元、字ソウスイ及び字奥山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
長尾地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町長尾字奥、字垣ノ内、字馬場、字川端、字堂ノ前、字垣ノ外、字五反田、字トガハナ、字サヨミサ、字神田、字トウゴ及び字平田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
同 上 条例別表第3の5 の項	たつの市揖西町長尾字竹ケハナ及び字平田山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成28年3月15日
同 上 条例別表第3の6 の項	たつの市揖西町長尾字出合の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成28年3月15日
北沢地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町北沢字池ノ上、字西ノ上、字中ノ上、字道ノ上、字追谷口、字西ノ前、字前田、字大道、字時免及び字大門の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
住吉地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町住吉字神戸山、字今池、字壹反田、字胡麻谷、字前畑、字田中、字能力、字横田、字住吉谷、字出口、字石橋、字丸山及び字壹町田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
尾崎地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町尾崎字北ノ口、字丸町、字前田、字中屋敷、字二反子、字三反田、字南屋敷、字堂谷、字飯田、字杉ノ前、字下久、字柳、字明田及び字池ノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
小畑地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町小畑字半田、字東垣内、字一町田、字岡、字西ノ裏及び	旧条例別表第3の1の	

の項	字池ノ下の各一部で別図に示す区域	項に規定する建築物	平成22年1月8日
竹原地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町竹原字友ヶ谷、字幸方、字山ノ神、字山王、字竹原、字竹原ノ上、字谷川本、字寺ヶ谷、字馬場ノ前、字寺坂ノ本、字林ノ下、字奥ノ谷、字上オノ木、字下オノ木及び字播磨塚の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
同 上 条例別表第3の5 の項	たつの市揖西町竹原字友ヶ谷及び字乙友ヶ谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成28年3月15日
土師地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町土師字平ブリ、字東へブリ、字一ノ谷、字大陣原及び字清水川の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
同 上 条例別表第3の5 の項	たつの市揖西町土師字梶ヶ谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成28年3月15日
南山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町南山字杉ノ前及び字高屋の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
龍子地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖西町龍子字古木山、字北畑、字土井、字向山、字鳥坂及び字堂ノ奥の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
山下地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町山下字川田、字堂ノ本、字五反田、字惣徳、字京田、字三反田、字前田及び字石金の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
同 上 条例別表第3の6 の項	たつの市揖保町山下字三反田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成28年3月15日
中臣地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町中臣字城ノ下、字太郎兵衛田、字藪ノ本、字ロクテン、字五反田、字成平、字溝添、字蓮宇寺、字八反田、字當作、字本願寺、字熊城、字長南垣内、字ゲンヤ、字市場、字薬師、字池頭、字堂田、字青木、字下高関、字東川原、字鳥居本、字亀田、字大川田、字構之内、字高関、字酒井川、字井戸ノ本、字瓦田、字今熊ノ本弓指、字蔵屋敷、字池田、字山崎、字尾畑、字宮ノ下、字川原田、字スベリ石、字三反田及び字中町の各一部で別図に示す区	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

	域		
揖保上地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町揖保上字菩提、字中屋敷、字若宮、字東河原、字寺垣内及び字南川の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
揖保中地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町揖保中字北條、字野上、字南條及び字東川原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
今市地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町今市字北垣内、字中垣内、字オノ前、字嚙田、字西垣内、字下垣内及び字三反長の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
東用地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町東用字荒神元、字土井、字川原田、字薬師下、字村東及び字久保田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
萩原地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町萩原字道ノ下、字津久田、字門田及び字樋ノ向の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
真砂地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町真砂字砂田、字脊戸田、字東川筋及び字内小河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
門前地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町門前字駒ヶ瀬、字蔵ノ久保、字菊田、字乗願寺、字門出、字荒神、字前田、字末森、字中スカ、字柳原、字横フケ、字上フケ、字観音堂、字国師門前、字松ノ後及び字長専寺の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
栄地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町栄字北ノ口、字ゲンヤ、字大神ノ西、字大神ノ東、字天神、字西辻、字西前、字前田、字大町、字松林、字吉西、字トウジブ、字宮ノ前、字宮ノ後、字宮西大門及び字西川原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
西構地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保町西構字神尾フケ、字下神尾畑、字土井釜ノ上、字神尾川向、字神尾畑、字穴田、字大前田、字高関、字荒神、字熊石、字樋、字久保、字高橋、字東前田、字大町、字北屋敷、字堀端、字鍵田、字長田及び字東畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日



広山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町広山字丁田、字横枕、字井ノ下、字利喜蔵、字観音寺、字村後、字江古、字行藤、字西垣内、字村前、字宮ノ前、字フケ、字御館前、字馬場崎、字宮ノ後、字金剛寺及び字天神の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
高駄地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町高駄字光正寺、字八ヶ井、字沖代、字小宅田、字荒神元、字寺尾田、字樋詰及び字大水口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
上沖地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町上沖字三反田、字大町、字七右衛門田掛り及び字五反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
同 上 条例別表第3の6 の項	たつの市誉田町上沖字分ケ町の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成28年3月15日
長真地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町長真字東前田、字六反田、字東大町及び字西前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
同 上 条例別表第3の6 の項	たつの市誉田町長真字西大町の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成28年3月15日
下沖地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町下沖字道添、字円區、字堂近、字上垣内、字下垣内、字久保及び字三條河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
片吹地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町片吹字丁田、字中ノ森、字栗坪、字戌亥角、字村東、字久保、字岸ノ上及び字岸ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
井上地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町井上字沖代、字ゴセガ坪、字西垣内、字藤田、字沖ノ元、字岩山及び字前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
福田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町福田字壹町田、字片岡、字小川原、字嶽ヶ端、字松ノ内、字前田、字谷口、字尾狹、字天神及び字大津庵の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
内山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市誉田町内山字山西、字山鼻、字アミヤ田、字笹山田、字王子ヶ谷、字池ノ下、字ドウカ谷及び字小松ノ元の各一部で別図に示す区	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

	域		
筒井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町筒井字北芋、字茶ノ木畑ヶ、字東畑ヶ、字垣ノ内、字久保田及び字梅ノ木の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
上横内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町上横内字寺ノ内、字弓田、字川原、字長田、字久保田、字柿木筋及び字三反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市神岡町上横内字寺ノ内、字弓田、字長田、字久保田及び字三反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
西島井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町西島井字村裏、字茶園、字村前、字中川原及び字往来ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市神岡町西島井字村裏及び字村前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
横内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町横内字西願、字村境、字寺開、字道ノ下、字鍛冶屋田、字久保田及び字川原田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市神岡町横内字寺開の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
北横内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町北横内字木瓜原及び字河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日 (平成28年3月15日)
	たつの市神岡町北横内字河原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成28年3月15日
奥村地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町奥村字村西田及び字畑ヶ田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
西横内地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町西横内字三味橋、字村西、字村屋敷、字梨ノ木田、字黒田、字山鼻、字八反町、字荒神田及び字澤田境の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
大住寺地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町大住寺字大源寺西、字西大源寺、字中大源寺、字大源寺東、字小山、字田河原、字裏山、字山ノ前、字奈良谷、字諏訪ノ前、字今宮及び字本郷寺の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日

同 上 条例別表第3の6 の項	たつの市神岡町大住寺字小山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の 項に規定する建築物	平成28年3月15日
東鶯崎地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町東鶯崎字西出子、字東出子、字伯母端、字殿垣内、字門田、字鍵田、字萬行及び字小那田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
沢田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町沢田字宮ノ前、字上与、字中与及び字下与の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
入野地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町入野字井口、字峠、字殿岡山、字宮垣内、字丁田、字出張、字大開、字南山、字森ノ木、字道心及び字淵ノ元の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
寄井地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町寄井字北角、字村中筋、字胡麻田、字出張、字西田、字東殿岡、字藤山、字南山、字中筋及び字瀧ノ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
田中地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町田中字北川原、字大開、字古瀬垣内、字荒神畑、字田淵、字道信、字岸下、字押水、字後新田、字這上り、字山田、字尾ノ崎及び字山ハタの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
追分地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町追分字東山、字大谷口、字箱谷、字上懸り、字村西、字檻、字屋敷、字前田、字茶山及び字鶉谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
同 上 条例別表第3の5 の項	たつの市神岡町追分字大谷口の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の 項に規定する建築物	平成28年3月15日
野部地区 条例別表第3の3 の項	たつの市神岡町野部字西松、字四十代、字中ノ口、字往來ノ上、字玉川原、字横内、字茶園、字往來ノ下、字河原垣内、字高尾、字村前、字悪田、字山田及び字村北の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日
半田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町半田字堂ノ前、字地獄町、字梅ノ木、字實入、字楠、字横辻、字長田、字中町屋、字上楠、字中下川原、字東川原、字東町屋、字椿、字新田、字西町屋、字辻姫、字田淵原及び字前田の各一部で別	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成22年1月8日

	図に示す区域		
野田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町野田字菜洗場、字寺ノ東、字高畑ヶ、字前河原、字田中、字六反田、字西谷、字宮ノ前及び字丁満の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
新在家地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町新在家字古屋敷、字辻ノ内、字岸之上、字石原、字横田、字岡池、字惣屋敷、字堂垣内及び字下畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
養久地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町養久字此ノ下、字下瓜、字堂田、字深田、字村中、字蓮部山及び字谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
本條地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町本條字塚ノ本、字蓮部、字川田及び字二丁田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
二塚地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町二塚字紺屋谷、字大上金、字北畑、字鳥阪、字山田、字廻リコタ、字立見、字馬杭、字山崎、字水谷、字下竹原及び字深田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
片島地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町片島字塚本、字上海元、字中西町、字田淵、字西土井、字長藪、字大福寺、字西出口、字出口、字下海元、字蛭田、字岩田及び字大目の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
同 上 条例別表第3の5 の項	たつの市揖保川町片島字本堂越及び字池之奥の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成28年3月15日
正條地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町正條字腰ヶ坪、字横越、字桧皮田及び字山王の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
山津屋地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町山津屋字苗代、字東垣内、字西垣内及び字和佐田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
黍田地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町黍田字道ノ下、字前田、字六反田、字川原、字向苗代、字西向畑、字井ノ元、字坂ノ元、字北畑、字ヲク池ノ下及び字廣畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
	たつの市揖保川町原字高芝、字千		

原地区 条例別表第3の3 の項	本、字高畑、字中町、字西町、字堂田、字縄手ノ上、字田灘、字縄手ノ下、字東町、字東山下、字新溝、字八ヶ坪、字佛谷及び字荒神の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
大門地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町大門字川ノ上、字西ノ坊、字池ノ坊、字宝積坊、字若宮、字前田及び字池田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
同 上 条例別表第3の5 の項	たつの市揖保川町大門字若宮、字縄手添及び字前田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成28年3月15日
神戸北山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町神戸北山字岸ノ下、字竹ノ下及び字道上下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
馬場地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町馬場字堂ヶ鼻、字北山、字黒屎、字村中北、字北ノ田、字前田、字村南、字河原及び字東ラの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
金剛山地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町金剛山字札場前、字西澤、字大畑、字宮ノ前、字瀧ノ前及び字黒岩の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
浦部地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町浦部字上狭間、字梶田、字堀田、字瀧、字鶴野目、字西羅田、字下狭間及び字屋敷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
袋尻地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町袋尻字五反田、字大畑ヶ、字カワヤ、字大ヒノ下、字カワヤ前、字横田、字山ヶ鼻、字大久保浦、字大久保東、字砂田、字万所垣内、字清水浦、字大久保、字上ノ谷、字岩駒、字池ノ元、字谷山、字邨ノ浦、字邨ノ西、字邨ノ前、字ハサマ、字垣内、字東垣内、字泉水田、字清水前及び字カワヤ後の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
市場地区 条例別表第3の3 の項	たつの市揖保川町市場字前田、字新開、字久保、字五軒屋、字西開、字茶ノ木、字構、字上河原及び字平田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成22年1月8日
公 告			
農業委員会ネットワーク機構の指定			

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第31条第2項の規定によりその例によることとされる同法第2条による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農業委員会ネットワーク機構として、平成28年2月24日に次のとおり指定した。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名称  
兵庫県農業会議
- 2 住所  
神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通4丁目15番3号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
宍粟市山崎町下広瀬字西田104番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇 野 正 晃
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年11月4日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-20号（27宍粟）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 3月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
朝来市和田山町法興寺字藤ノ木378番1、378番4、379番1、380番1、381番1、382番1、382番2、383番1、384番1、385番1、386番4、386番5、386番8、389番1、391番1、392番から394番まで、395番1、395番4、396番4、396番7  
同 市和田山町法興寺字ツキノマへ405番1、405番3、406番1、407番1、408番1、408番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
豊岡市戸牧1094番地  
公立豊岡病院組合 管理者 井 上 鉄 也  
朝来市和田山町東谷213番地1  
朝来市長 多 次 勝 昭
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年10月29日  
兵庫県指令但馬（豊土）（建）第1-1-2号（26朝来）

**企 業 庁 公 告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年 3月15日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 妻 鹿 隆 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 多田浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 14,905,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 川西市多田院字巖陰6―3
- 3 落札者を決定した日  
平成28年 1月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
エネサーブ株式会社 滋賀県大津市月輪2丁目19番6号
- 5 落札金額  
214,464,449円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年12月 1日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年 3月15日

契約担当者

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所長 武 市 久仁彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 三田浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 8,431,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 三田市西野上字上通り152番地
- 3 落札者を決定した日  
平成28年 1月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
関西電力株式会社神戸支店 神戸市中央区加納町6丁目2番1号
- 5 落札金額  
125,070,526円（税抜）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年12月 1日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年 3月15日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 荒 木 圭 祐

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神出浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 5,645,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地

兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神戸市西区神出町田井3-1

- 3 落札者を決定した日  
平成28年 1月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
関西電力株式会社神戸支店 神戸市中央区加納町6丁目2番1号
- 5 落札金額  
87,607,880円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年12月1日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成28年 3月15日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 荒木圭祐

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 加古川工業用水道管理所で使用する電気  
予定使用電力量 4,418,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神戸市西区神出町田井3-1
- 3 落札者を決定した日  
平成28年 1月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
丸紅株式会社 東京都千代田区大手町1丁目4番2号
- 5 落札金額  
65,297,545円(税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年12月1日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成28年 3月15日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 三木卓也

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁姫路利水事務所 船津浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 12,448,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁姫路利水事務所 姫路市船津町字平田4552-1
- 3 落札者を決定した日  
平成28年 1月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社 F-Power 東京都港区六本木1丁目8番7号
- 5 落札金額  
194,862,160円(税抜)



- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成27年12月 1日

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県市町組合立学校県費負担教職員の人事評価・育成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月15日

兵庫県教育委員会  
教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会規則第 2 号

兵庫県市町組合立学校県費負担教職員の人事評価・育成に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県市町組合立学校県費負担教職員の人事評価・育成に関する規則（平成24年兵庫県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「第46条」を「第44条」に、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。
- 第 8 条中「勤務成績」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。



兵庫県立学校教職員の人事評価・育成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月15日

兵庫県教育委員会  
教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会規則第 3 号

兵庫県立学校教職員の人事評価・育成に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立学校教職員の人事評価・育成に関する規則（平成24年兵庫県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

- 第 1 条中「第40条第 1 項」を「第23条の 2 第 1 項」に、「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。
- 第 7 条中「勤務成績」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第 1 号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。  
平成28年 3月15日

兵庫県教育委員会  
教育長 高 井 芳 朗

指 定 年 月 日	平成28年 2月18日
指 定 番 号	第23号
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	西宮市 西宮市六湛寺町10番 3号

名 称	西宮市貝類館
所 在 地	西宮市西宮浜4丁目13番4号
備 考	種別 科学博物館



**兵庫県教育委員会告示第2号**

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。  
平成28年 3月15日

兵庫県教育委員会  
教育長 高井芳朗

指 定 年 月 日	平成28年 2月18日
指 定 番 号	第24号
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	学校法人 関西学院 西宮市上ヶ原一番町1番155号
名 称	関西学院大学博物館
所 在 地	西宮市上ヶ原一番町1番155号
備 考	種別 総合博物館



**兵庫県教育委員会告示第3号**

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財として次のものを指定する。  
平成28年 3月15日

兵庫県教育委員会  
教育長 高井芳朗

種 別	文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者 (管 理 者)	
重 要 有 形 文 化 財	建 造 物	名草神社社務所	1棟	養父市八鹿町石原字妙見1755番6	宗教法人名草神社
	彫 刻	木造阿弥陀如来立像	1軀	姫路市本町68番地	宗教法人善光寺 (兵庫県立歴史博物館)
	工 芸 品	銅製経箱	2合	神戸市中央区京町24番地	一般社団法人有馬温泉観光協会 (神戸市教育委員会)
		鉦鼓	1口	加東市中古瀬225番地	中古瀬地区

考古資料	古津路銅剣	6点	加古郡播磨町大中1丁目1番1号	兵庫県 (兵庫県立考古博物館)
------	-------	----	-----------------	--------------------



**兵庫県教育委員会告示第4号**

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第31条第1項の規定により、兵庫県指定史跡名勝天然記念物として次のものを指定する。

平成28年3月15日

兵庫県教育委員会  
教育長 高井 芳朗

種 別	文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者
史跡名勝天然記念物	名 勝 旧益習館庭園	5,396.08㎡	洲本市山手3丁目17番1、17番2、703番5、703番10	洲本市

**公 安 委 員 会 規 則**

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月15日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰馬 章夫

**兵庫県公安委員会規則第1号**

**交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則**

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 兵庫県西宮警察署の部山口交番の項中「山口町中野 山口町船坂」を「山口町中野 山口町中野1丁目から3丁目まで 山口町船坂」に改め、同表兵庫県小野警察署の部王子交番の項中「王子交番」を「小野駅前交番」に、「小野市王子町」を「小野市神明町」に改め、同表兵庫県西脇警察署の部津万駐在所の項及び比延駐在所の項を次のように改める。

津万駐在所	西脇市嶋	西脇市のうち 上戸田 津万 大垣内 寺内 西嶋 蒲江 坂本 大野 嶋
比延駐在所	西脇市鹿野町	西脇市のうち 堀町 高嶋町 塚口町 鹿野町 比延町 上比延町 中畑町 住吉町

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。